

○総務省令第三十七号

地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第七号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

総務大臣 新藤 義孝

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の三の八を削る。

第三条の八、第三条の十一及び第三条の十三中「政令第八条」を「法第四十二条第三項」に改める。

第七条の二の二を次のように改める。

第七条の二の二 削除

第七条の三の三第一項中「第二条第三項第二号に掲げる」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、」を加え、「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改める。

第九条の三を削り、第九条の二の三を第九条の三とする。

第十条の七の三第十三項中「規定する」の下に「障害児相談支援事業、」を加え、「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する障害児通所支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型発達支援、同条第四項に規定する放課後等デイサービス及び同条第五項に規定する保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産とする。

第二十四条の十四第一項中「次の各号のいずれかに掲げる」を「工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格A九〇〇二（木質材料の加圧式保存処理方法）に適合する」に改め、同項各

号及び同条第二項を削る。

第二十五条第一項中「電磁的記録（以下第三十一条）」を「電磁的記録（以下第二十八条）」に改め、同項第二号中「第三十一条」を「次条」に改め、同条第二項中「同項の表の各号の上欄に掲げる者」を「同項に規定する法人」に改め、「同表の各号の中欄に掲げる」を削り、「勘定項目」を「勘定科目」に改め、同条第五項中「同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者は」を「同条第二項に規定する法人は」に改め、同項第二号口及びハ中「及び第三十一条」を削り、同項第五号及び同条第六項中「同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者」を「同条第二項に規定する法人」に改める。

第二十六条第二項中「第七百四十八条第二項の表の各号の上欄に掲げる者」を「第七百四十八条第二項に規定する法人」に改め、「同表の各号の中欄に掲げる」を削り、同条第三項第一号中「第七百五十条第三項」を「第七百四十九条第三項」に、「本項」を「この項」に改め、同条第四項中「同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者」を「同条第二項に規定する法人」に改める。

第二十七条第三項中「地方団体の長」を「道府県知事」に改める。

第二十八条中「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改める。

第二十九条の見出し中「住所又は主たる事務所若しくは」を「主たる事務所又は」に改め、同条第一項中「住所等」及び「住所又は主たる事務所若しくは事業所」を「事務所等」に、「本条」を「この条」に、「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改め、同条第二項第二号中「住所等」、「住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所」及び「主たる事務所又は事業所」を「事務所等」に改め、同項第三号中「住所等」を「事務所等」に、「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改め、同項第四号及び第五号中「住所等」を「事務所等」に改める。

第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とし、第三十四条を第三十三条とする。

附則第二条の三から第二条の五までを削り、附則第二条の六を附則第二条の三とし、附則第三条を削り、附則第二条の七を附則第三条とする。

附則第四条の六第七項中「トラック」を「自動車」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

附則第四条の六第十一項中「同項第三号ハ」の下に「及びニ」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十項第三号中「事項」の下に「（同項第二号及び第三号に掲げる自動車にあつては、ニに掲げる事項を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

二 乗車定員

附則第四条の六第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「法附則第十二条の二の五第七項第一号及び第二号」を「法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で総務省令で定めるもの並びに同項第二号及び第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 法附則第十二条の二の五第七項第二号及び第三号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。

附則第四条の六第八項の次に次の一項を加える。

9 法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

附則第五条の三（見出しを含む。）中「附則第十条の三第三項」を「附則第十条の三第二項」に改める。
附則第六条第八項中「第五号」を「第六号」に改め、同項の表に次の一号を加える。

六 搬出貨物表示装置

搬出すべき貨物の保管場所及び数量に関する情報を表示する表示器の設置数が三十以上のものであること。

附則第六条第二十項及び第二十一項を削り、同条第二十二項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十条第十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に、「第二十四項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、

同条第三十項を削り、同条第三十一項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項第一号中「天然ガス充てん設備」を「天然ガス充填設備」に改め、同項第二号中「水素充てん設備」を「水素充填設備」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29 政令附則第十一条第十一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入により取得した設備 次に掲げる金額の合計額

イ 当該設備の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該設備の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した設備 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時における当該設備の取得のために通常要する価額

ロ 当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額

附則第六条第三十二項を削り、同条第三十三項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十一項」

に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項中「附則第十一条第二十二項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十八項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同項第二号中「、列車の運行本数の増加」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十項中「附則第十一条第二十五項第二号」を「附則第十一条第十八項第二号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十一項中「附則第十一条第二十五項第三号」を「附則第十一条第十八項第三号」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十二項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第十九項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十四項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十一項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十五項中「附則第十一条第二

十八項」を「附則第十一条第二十一項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十九項中「附則第十一条第三十四項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第五十項を削り、同条第五十一項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同項の次に次の二項を加える。

49 政令附則第十一条第三十項に規定する総務省令で定める要件は、輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものであることとする。

一 岸壁の長さが三百三十メートル以上であり、かつ、当該岸壁の前面の泊地の水深が十四メートル以上

である場合 岸壁及びコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設（その附属施設を含む。）の敷地面積の合計が十一万五千五百平方メートル以上であること。

二 岸壁の長さが三百メートル以上であり、かつ、当該岸壁の前面の泊地の水深が十三メートル以上である場合 岸壁及びコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設（その附属施設を含む。）の敷地面積の合計が九万平方メートル以上であること。

50 政令附則第十一条第三十項第四号に規定するコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための上屋とする。

附則第六条第五十三項中「附則第十一条第三十八項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第三十九項」を「附則第十一条第三十三項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十五項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十六項中「附則第十一条第四十項」を「附則第十一条第三十四項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十七項中「附則第十一条第四十一項」を「附則第十一条第三十五項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十八項中「附則第十一条第四十二項第二号」を

「附則第十一条第三十六項第二号」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十九項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第三十七項」に、「同条第四十二項第一号」を「同条第三十六項第一号」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第六十項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条に次の四項を加える。

59 法附則第十五条第三十五項に規定する機械類で総務省令で定めるものは、熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサ）並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのものうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以上となる場合のこれらのもの（発電出力が十キロワット未満のものにあつては、当該合計値が八十パーセント以上となる場合のこれらのものとする。）に限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）とする。

60 法附則第十五条第三十六項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

61 法附則第十五条第三十六項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、停車場建物附属設備、停車場設備、橋りょう、高架橋又はトンネルのうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたものとする。

62 法附則第十五条第三十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

附則第七条の二を削る。

第十六号の五様式記載要領2中「、第34号の2の3様式の㊦㊧・修正㊦㊧、第34号の2の4様式の㊦㊧・㊦㊧㊦㊧㊦㊧」を削る。

第十六号の九様式記載要領15中（へ）の次に次のように加える。

(ト) ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等) (350万円控除) ……7

(チ) ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (12t超かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等) (350万円控除) ……8

第五十五号の三様式の見出し及び第五十五号の四様式の見出し中「附則第二条の六」を「附則第二条の三」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の三の八を削る改正規定、第七条の二の二の改正規定、第九条の三を削り、第九条の二の三を第九条の三とする改正規定、第二十五条から第二十九条までの改正規定及び第三十一条を削り、第三十

二条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とし、第三十四条を第三十三条とする改正規定並びに附則第三条の規定 平成二十六年一月一日

二 附則第六条に四項を加える改正規定（同条第六十二項に係る部分に限る。） 港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日
（固定資産税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則附則第六条第三十五項の規定は、平成二十五年四月一日以後に取得される同項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する平成二十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得されたこの省令による改正前の地方税法施行規則附則第六条第三十八項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第三条 地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。
第十一条の七の二第六号中「第四十八条の九の十三」を「第四十八条の九の十四」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方税法施行令の項中「、第十二条の二第八項」を削る。